様式第１別記　（平25環省令８・全改、平28環省令20・令２環省令６・令２環省令９・令３環省令11・一部改正）

年　　月　　日

第一種動物取扱業の実施の方法

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住　　所　〒

電　話　番　号

第一種動物取扱業の種別　　□販売業　　□貸出業

項　　目	実　施　方　法
１　販売に供する動物の生育段階	□哺乳類に属する動物について、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売（ただし、犬又は猫については、出生後56日（動物の愛護及び管理に関する法律附則第２項を適用する場合は49日）を経過した犬又は猫を販売） □その他（　　）
２　販売又は貸出しをしようとする動物の状態	□飼育環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出し □その他（　　）
３　販売又は貸出しをしようとする動物の健康状態の確認の方法	□２日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出し □その他（　　）
４　販売をしようとする動物の現在の状況を見せること並びに対面による当該動物の適正な飼養又は保管に必要な情報の提供及び顧客による確認方法	□販売の契約に当たって、あらかじめ、当該販売に係る動物の現在の状況を直接見せるとともに、裏面①に掲げる動物の特性及び状態に関する情報を、顧客に対して対面により書面又は電磁的記録を用いて説明するとともに、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を実施（第一種動物取扱業者を相手方とする販売の場合は、一部の情報について必要に応じて説明） □その他（　　）
５　動物の治療、ワクチン接種等に係る証明書の交付の方法	□販売の契約に当たって、飼養・保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付 □販売の契約に当たって、動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に

	係る証明書がある場合に、これを顧客に交付 □その他（　　）
6　貸出しをしようとする動物の特性及び状態に関する情報の提供の方法	□貸出しの契約に当たって、あらかじめ、裏面②に掲げる動物の特性及び状態に関する情報を提供 □その他（　　）
7　4の販売に係る契約時の情報提供及び顧客による確認並びに6の貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況に係る記録台帳の保管の方法	□5年間保管 □帳簿に記載 □その他（　　）
備　　考	

備　考

1　「その他」の場合は、内容を詳細に記入すること。

2　この書類の大きさは、日本産業規格Ａ4とすること。

①　イ　品種等の名称

ロ　性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報

ハ　平均寿命その他の飼養期間に係る情報

ニ　飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

ホ　適切な給餌及び給水の方法

ヘ　適切な運動及び休養の方法

ト　主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

チ　不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）

リ　チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）

ヌ　遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ル　性別の判定結果

ヲ　生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）

ワ　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

カ　繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏

名又は名称及び所在地）

ヨ　所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

タ　当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等

レ　当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）

ソ　イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

② イ　品種等の名称

ロ　飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

ハ　適切な給餌及び給水の方法

ニ　適切な運動及び休養の方法

ホ　主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

ヘ　遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ト　性別の判定結果

チ　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

リ　当該動物のワクチンの接種状況

ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項